

鹿児島県内初！

2017年3月28日

日置市とセブン-イレブン・ジャパン 『地域における見守り活動に関する協定』を締結 ～セブン-イレブンと日置市が連携し高齢者等の見守り活動を推進～

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（東京都、代表取締役社長 古屋 一樹）は、2017年3月30日、日置市（宮路 高光市長）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として『地域における見守り活動に関する協定』を締結いたします。

本取り組みは、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、日置市とセブン-イレブンが連携・協力して、地域の高齢者等の見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを推進していくものです。

セブン-イレブン・ジャパンとして、鹿児島県内の市町村との高齢者支援に関する協定の締結は、今回が初となります。

セブン-イレブンは、今後も地域社会との連携や「セブンミール」を中心としたお届けサービス等の拡充により、お客様にとってより「近くて便利なお店」を目指してまいります。

記

1. 協定の名称 『地域における見守り活動に関する協定』

2. 協定締結日 2017年3月28日（火）

3. 協定の趣旨

住民の高齢化や人口および世帯人数の減少等が進む中、日置市とセブン-イレブンが連携し、高齢者等の見守り活動を通じて、高齢者が安心して暮らせる街づくりに取り組んでまいります。

4. 概要

セブン-イレブンが展開する「セブンミール」を中心としたお届けサービスや店舗における日常業務中に高齢者等の見守り活動を実施し、異変を察知した際に日置市と連携し対応する。

・セブン-イレブン店舗数

日置市内：4店舗、鹿児島県内184店舗、国内：19,422店舗（2017年2月末現在）

以上

地域における見守り活動に関する協定書

日置市（以下「市」という。）及び株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「サポーター」という。）は、地域で支え合う仕組みづくりに関し相互に協力するため、以下のとおり日置市における見守り活動（以下「高齢者見守りネットワーク活動」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（前提）

- 1 市は、日置市に住所を有する高齢者、障がい者、子ども等（以下「要支援者」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、要支援者を見守る事業を実施している。
- 2 サポーターは、直営店方式又はフランチャイズ方式による年中無休24時間営業のコンビニエンスストア「セブン・イレブン」を展開しており、日置市内においても、直営店方式の店舗及びフランチャイズ方式による店舗（以下「フランチャイズ店舗」という。）を展開している。サポーターは、直営店及びフランチャイズ店舗に対し高齢者見守りネットワーク活動への参加を推奨するものとし、これに応諾して市との間で「地域における見守り活動に関する覚書」を締結したフランチャイズ店舗とサポーターの直営店舗を合わせて、以下「セブン・イレブン店」という。
- 3 サポーターのビジネススキームがフランチャイズ方式であり、フランチャイズ店舗は、サポーターと別途独立した経営主体であることを、市が十分理解したことから、市及びサポーターは、以下のとおり本協定をもって高齢者見守りネットワーク活動について合意するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、市とセブン・イレブン店が緊密に相互連携をとり、高齢者見守りネットワーク活動を実施することにより地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（連携事項）

- 第2条 市及びセブン・イレブン店は、高齢者見守りネットワーク活動の実施に当たり、相互理解による厚い信頼関係と協力関係を構築するとともに、高齢者見守りネットワーク活動が継続的に実施することができるようその体制の確立に努めるものとする。
- 2 市は、セブン・イレブン店に対し、高齢者見守りネットワーク活動が円滑に実施されるよう必要な支援を行うものとする。

（高齢者見守りネットワーク活動の内容）

- 第3条 セブン・イレブン店は、その営業活動（店舗内における物品等の販売、セブンミールの配達時等）において、異変のある要支援者その他支援を必要としている者を確認したときは、市へ連絡するものとする。
- 2 前項の規定による連絡（以下「異変連絡」という。）については、通常の営業活動に支障のない範囲で行うこととし、当該連絡に要する費用は、セブン・イレブン店の負担とする。
 - 3 市は、異変連絡を受けたときは、要支援者に対し、必要な支援等を行うものとする。
 - 4 市は、セブン・イレブン店に対し、情報提供、助言、研修活動等に関する必要な支援を行うものとする。

（免責事項）

第4条 サポーター及びセブン・イレブン店は、異変連絡をすることができなかった場合又は異変連絡が遅れた場合において、要支援者に何らかの問題等が生じたときであっても、一切その責任を負わないものとする。

(個人情報の保護)

第5条 市、サポーター及びセブン・イレブン店は、高齢者見守りネットワーク活動に関して知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。高齢者見守りネットワーク活動の従事者でなくなった後においても、同様とする。

2 市、サポーター及びセブン・イレブン店は、高齢者見守りネットワーク活動に関して知り得た個人情報を、高齢者見守りネットワーク活動以外の目的に利用してはならない。高齢者見守りネットワーク活動の従事者でなくなった後においても、同様とする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、市又はサポーターから文書による本協定終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(中途解約)

第7条 前項の有効期間にかかわらず、市又はサポーターが本協定の解約を希望するときは、当該解約を希望する1月前までに相手方に書面で通知することにより、本協定を解約することができる。

(反社会的勢力等の排除)

第8条 市及びサポーターは、相手方に対して、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という。）ではなく、また、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等でないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(疑義の決定)

第9条 社会情勢の変化等により、この協定に疑義、不備等が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、市及びサポーターで協議するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及びサポーターが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月28日

市

鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地
日置市
日置市長 宮路 高光

サポーター

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン・イレブン・ジャパン
代表取締役社長 古屋 一樹

以上